

学振特別研究員採用に伴う

日本学生支援機構奨学金の辞退について

令和8年度日本学術振興会特別研究員に採用が内定し、日本学生支援機構奨学金の貸与期間が2026年4月以降も残っている場合は、貸与奨学金継続願を入力のうえ、下記のとおり4月以降の奨学金辞退の手続きを行ってください。

なお、大学院第一種奨学生は、今年度（令和7年度）の「特に優れた業績による返還免除」の申請資格があります（来年度以降は申請できません）。

1. 辞退手続 :

＜すでに採用が内定している場合＞

貸与奨学金継続願にて「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

＜現時点で補欠合格の場合＞

貸与奨学金継続願にて「奨学金の継続を希望します」を選択し、後日「辞退の異動願」を提出してください。

※詳細は下記ページを参照してください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_08.html



2. 貸与奨学金継続願入力期限 : 2026年1月13日（火）

※ 補欠者は継続願にて継続を選択し、採用が決まり次第、辞退の異動願を提出してください。

※貸与奨学金継続願の入力については下記ページを参照してください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_06.html



3. 問い合わせ先 :

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム（JASSO担当）

E-mail : syougaku.adm[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※[at]は@に置き換えてください。

9時00分～17時00分 ※土日祝日、年末年始（12/26～1/5）除く

4. その他 :

「特に優れた業績による返還免除」の申請希望者（第一種貸与者のみ）は、令和7年12月下旬以降、各研究科等（専攻）の担当係で詳細をご確認ください。各研究科等（専攻）により申請方法・申請期間は異なります。

【注意】

補欠合格の方で「特に優れた業績による返還免除」申請を希望する場合、最終的な採否結果を待たず、必ず各研究科等が定める申請期間内に申請してください。

令和7年12月
本部奨学厚生課